

公益財団法人全日本剣道連盟 特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

2 特定資産取得・改良資金とは、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

3 特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金を総称して特定費用準備資金等という。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 全剣連は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 全剣連が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、次の各要件をすべて充たす場合において、事業ごとに資金の保有を承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること。

(2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 全剣連は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(保有の承認)

第8条 全剣連が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、次の各要件をすべて充たす場合において、資産ごとに資金の保有を承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩

しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公 表

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 全剣連は、特定費用準備資金等の取り崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金の積立限度額とその算定根拠及び特定資産取得・改良資金の資産取得等に必要な最低額とその算定根拠について、定款第13条第3項に定めるところにより書類の備え置き及び閲覧を行う。

第5章 雑 則

(法令等の読み替え)

第11条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年3月7日より施行する。